

税務課からのお知らせ



滞納しない正しい納税

■滞納は真面目な納税者との公平性を欠く行為

村の収入は、税金と手数料・財産収入などの自主財源と、地方交付税や国、県補助金・村債などの依存財源から成り立っています。

納税者が納めた税金は福祉や教育・道路整備をはじめ、村民の皆さんが安心して生活できる環境づくりの原資となる貴重な財源です。充実した行政サービスが行われるよう村税の納期限内納付にご協力をお願いします。

村税の滞納は、村の財政を圧迫し住民サービスに支障をきたすことにもなりかねません。そして何より納期限内に税金をきちんと納付していただいている大多数の善良な納税義務者との公平性を欠くことになります。また、督促状の送付など余分な経費に税金を使うことにもつながります。

このため、村では納付できるのに納付しない悪質な滞納者に対し財産などの調査を徹底的に行い、財産の差し押さえを行っています。

■阿蘇が一つにまとまり滞納税徴収に取り組む

本年度も阿蘇管内全ての市町村が一つとなり滞納税を回収するため、滞納者宅の搜索や不動産を差押公売、預金・給与などの差し押さえなど、法的処分を行い滞納税額を減らす取り組みを強化します。

■滞納は放置せず、事情のある人は必ず相談を

今後も収入や財産があるのに納税しない悪質な滞納者には、毅然とした滞納処分を執行します。

また、財産調査で財産が発見できなかった場合は、強制的に滞納者の住居に踏み込み、差し押さえるべき財産を探す「家宅搜索」も行います。

差し押さえた自動車や電化製品・貴金属などの動産は、公売会やインターネットオークションなどを活用して売却し滞納税に充てます。

病気や失業、事業の廃止や経営不振など、やむを得ない理由で一時的に税金を納めることが困難な人は、納期限内に税務課へ連絡してください。生活状況などを聞き取ったうえで徴収の猶予などを行うことができます。ただし、虚偽の申し出や納付計画を守らずに不履行になった場合は、滞納処分の対象になります。

諸事情により納付困難な場合はそのまま放置せず、必ず税務課へ連絡し相談してください。

相続人代表者指定届の提出について

納税義務者(所有者)が亡くなられた場合は、相続人代表者指定届の提出が必要です。

これは、亡くなられた納税義務者(所有者)に代わり、納税通知書を受け取っていただく人を相続人の中から指定いただくためのものです。

「相続人代表者指定届」に、必要事項を書いて税務課に提出してください。様式は村ホームページの税務関係申請書のダウンロードページに掲載しております。提出は郵送でも構いません。

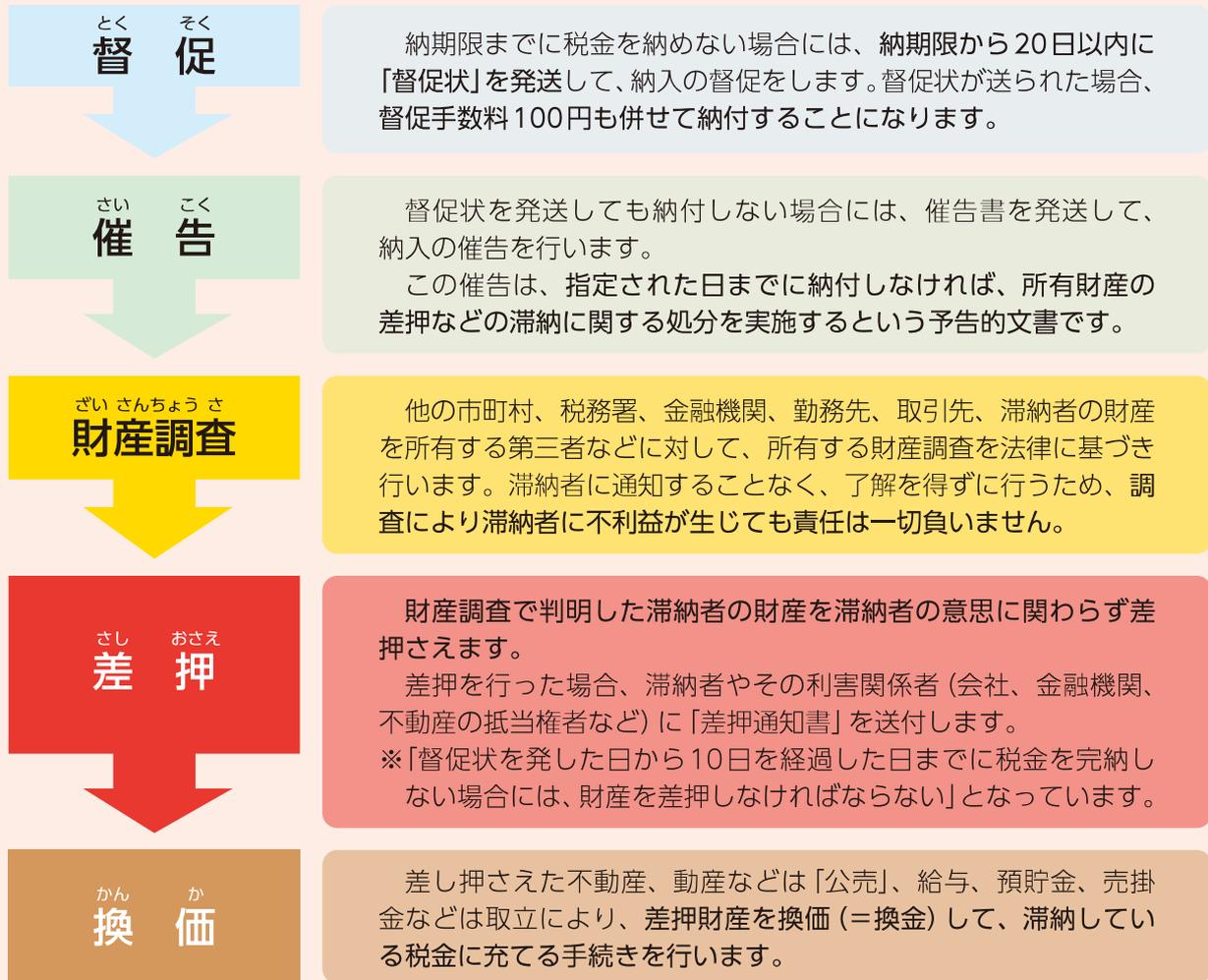
なお「相続人代表者指定届」を提出いただいても、固定資産(土地・家屋)や軽自動車の所有者は変わりません。所有権の相続を決定するものではありません。固定資産(土地・家屋)の所有者を変更するには、別途、法務局で相続登記の手続きが必要です。

なお、亡くなられた納税義務者が口座振替の登録をしていた場合は、口座振替が不能となります。引き続き口座振替をご希望の場合は、口座振替取扱金融機関にて新たに口座振替依頼の手続きをしてください。



村HP
申請書ダウンロードページ

《滞納処分までの流れ》



〈問い合わせ〉 税務課 収納係 TEL0967 (67) 2703

第1回みなみあそむら伝承料理教室開催



村では食文化の発信の拠点となるよう、くまもとふるさと食の名人を中心に村の伝承料理や熊本の食の技の普及啓発活動を行っています。地域の食文化の中で伝承されている料理を皆さんはどのくらいご存じですか？食生活や食行動の変化により、食文化の喪失などが懸念されています。大人も子どもも忙しい現代の生活の中ですが、地元季節の食材を生かした料理を習得しませんか？村の『くまもとふるさと食の名人』の皆さんにご協力いただきます。『くまもとふるさと食の名人』とは、郷土の伝統料理をはじめ、地域食材を活用した食についての知識と経験・技術を有し、伝承活動などに取り組む人を熊本県が認定するものです。現在村では、6人の食の名人さんが認定を受けて、活動しておられます。



伝承料理教室に参加ご希望の方は6月10日(月)までに農政課農政係までお電話にてお申し込みください。参加希望者多数の場合は先着順とさせていただきます。

■日 時 6月27日(木) 午前10時～ ■準備物 エプロン、三角巾 ■参加費 500円(1人当たり)
■会 場 保健センター ■内 容 こぶりがえしだんご(米の粉だんご)

〈問い合わせ〉 農政課 農政係 TEL0967 (67) 2706